

# 保育所入所申込みに関する同意書

以下の内容についてご確認いただき、同意欄に☑してください。また、保護者氏名欄にご記名をお願いします。

No.	同意事項	詳細	同意欄
1	入園案内	三島市保育所等入園案内をお読みいただき、内容について全てご了承いただいたうえでお申込みください。 また、入園後の手続き等についても記載しているため、大切に保管してください。	<input type="checkbox"/>
2	入所保留通知書	保育所入所保留通知書の発行については、入所申込後の発行となります。 日付を遡って通知書を発行することはできませんので、育児休業明け等の場合は特にご注意ください。 また、保育所入所保留通知書を目的としたお申込みはご遠慮ください。	<input type="checkbox"/>
3	希望園の設定	ご家庭の保育を必要とする状況、保育所等の開所時間、送迎が可能かどうかを事前に確認し、保育所等の特色・保育方針・制服等の実費負担額等を理解した上で、必ず見学をしてから申込みをしてください。	<input type="checkbox"/>
4	届出	申込後、家庭状況（住所、世帯構成、勤務先等）が変更となった場合は、速やかに子ども保育課まで届出してください。 届出がなく変更が判明した場合や入所選考時と著しく状況が異なると判断できる場合は、入園の取消し、または退園していただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
5	転出	保育所等の申込みは、三島市外へ転出された時点で効力を失います。 保育所等の利用を希望される場合、転出先の市区町村で再度申込みしていただく必要があります。 また、子ども保育課に申込みを取上げる旨を必ず連絡してください。	<input type="checkbox"/>
6	変更の適用時期	就労時間や世帯構成等に変更があり、保育の必要量や保育料等に変更が生じた場合は、翌月から切替えとなります。	<input type="checkbox"/>
7	保育要件	保育を必要とする事由（就労等）について、申込時と入所時に著しい差が生じた場合は、教育・保育給付認定の取消しや退園となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
8	改ざん	就労証明書の改ざんや無断作成を行った場合、違法となり罰則を受ける可能性があります。	<input type="checkbox"/>
9	育休	育児休業及び育児休業給付金の延長のためのお手続きや、必要書類等については、保護者の責任において、雇用先やハローワーク等に確認してください。	<input type="checkbox"/>
10	利用時間	実際の保育の利用日及び利用時間は、保護者の保育を必要とする書類（就労証明書等）に基づき、ご家庭ごとに設定された日数及び時間での利用となります。 また、保育所の開園時間を超過してのご利用は認められません。	<input type="checkbox"/>
11	情報共有	各ご家庭の保育の利用日数及び時間の設定のために、通園される保育所等で保護者の保育を必要とする事由を証明する書類の内容を確認させていただきます。	<input type="checkbox"/>
12	保育料	保育料の滞納が継続する場合は、退園になることがあります。	<input type="checkbox"/>
13	求職要件	求職活動要件での保育の利用期間は原則 90 日間となりますが、入園月の翌月末までには就労証明書を提出してください。 利用期間を過ぎても提出がない場合や就労先が見つからない場合は、退園になることがあります。	<input type="checkbox"/>
14	市の状況確認	市で給付認定、保育の実施および保育料の算定のため、申請者及びその世帯員に係る以下の情報を必要な範囲で確認させていただきます。 ・住民基本台帳および戸籍 ・児童扶養手当の支給に関する情報 ・生活保護の受給に関する情報 ・障害児支援サービスの受給及び障害児手帳の交付に関する情報 ・市区町村税の課税状況に関する情報	<input type="checkbox"/>

保育所等入所申込みにあたり、上記事項について同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_